

平成23年度貿易円滑化事業の開始について（追加）

平成23年6月20日
貿易経済協力局貿易振興課

平成23年度貿易円滑化事業(注)について、以下の検査機関において6月22日から補助事業を開始することとなりましたのでお知らせします。これにより、先にお知らせした11の検査機関と併せて13すべての検査機関にて補助事業が実施されます。

(注)この事業は、東日本大震災の影響を受け我が国から輸出される貨物について外国政府や海外取引者から放射線量検査の実施や証明書の添付を要求される事例が発生していることに鑑み、政府による風評被害対策の一環として、経済産業大臣が指定する検査機関が行う輸出品の放射線量検査に要する経費を補助し、輸出者の検査料負担の軽減、物流の停滞防止及び輸出の円滑化を図ることを目的としています。

なお、この事業は輸出品に関する放射線量検査に要する経費を補助するものであるため、検査申込みにあたり輸出契約書（写し）等の書類の提出が必要となります。また、中小企業とそれ以外の企業では検査料補助の割合が異なることから、中小企業の区分で検査を申し込む場合には、中小企業であることが確認できる書類（登記簿謄本等）が必要になります。詳細は以下のリンク「放射線量検査FAQ」をご参照いただくほか、それぞれの検査機関にお問い合わせください。

◇6月22日から事業を開始する検査機関

- ・ 財団法人食品環境検査協会
- ・ 財団法人日本食品分析センター（五十音順）

[◇採択事業者一覧](#)

[◇放射線量検査FAQ](#)